

平成 23 年 6 月 29 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代表者名 取締役 執行役員社長
林 朝 則

(コード番号 6839 東証・大証第一部)

問合せ先 IR・広報室 渡邊 俊英
(TEL : 072-870-4395)

タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正通知の受領について

平成 23 年 6 月 29 日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成 20 年 3 月期から平成 22 年 3 月期の 3 年間について当社の香港子会社の利益を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。更正された所得金額は 18 億円で、追徴税額は地方税等を含め合計 9 億円と試算され、当第 1 四半期において過年度法人税等として 9 億円計上する予定であります。業績に与える影響につきましては、開示すべき事項が発生した場合に、改めてご報告させていただきます。

なお、平成 17 年 6 月 28 日付及び平成 20 年 6 月 16 日付のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分の取消請求訴訟については平成 23 年 6 月 24 日に請求棄却判決の言い渡しが行なわれましたが、大阪高等裁判所に控訴する方針であります。今回の更正処分につきましても、今後は不服申し立てにより当社の正当性を主張していく所存であります。

以 上